

## ◆手続き関係法規

### ○特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律（抜粋）

（平成四年十二月十六日法律第百八号）

（輸出の承認）

**第四条** 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、[外国為替及び外国貿易法](#)（昭和二十四年法律第二百二十八号）[第四十八条第三項](#)の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

**2** 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染（以下単に「環境の汚染」という。）を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があったときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

**3** 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

**4** 経済産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

（輸出移動書類の交付等）

**第五条** 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類」という。）を交付しなければならない。

**2** 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

**3** 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

**4** 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

**5** 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

（輸出特定有害廃棄物等の運搬）

**第六条** 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等（[関税法](#)（昭和二十九年法律第六十一号）[第六十七条](#)の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。）の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

**2** 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

**3** 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

**第七条** 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。
- 二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(手数料)

**第十七条** 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者
- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者

## ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（抜粋）

(平成五年九月三日政令第二百八十二号)

(手数料)

**第六条** [法第十七条](#) の規定により別表第四の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（[行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律](#)（平成十四年法律第百五十一号）[第三条第一項](#) の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。

別表第四 （第六条関係）

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千元	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百元	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百元

## ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則

(平成五年十月七日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)第六条第二項、第七条、第十条第二項、第十二条及び第十三条の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

(輸出移動書類に記載すべき事項)

**第一条** [特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律](#)（以下「法」という。）[第六条第二項](#) の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

(輸出移動書類に係る届出)

**第二条** [法第五条第一項](#)の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、[法第七条第一号](#)又は[第二号](#)に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(輸入移動書類に記載すべき事項)

**第三条** [法第十条第二項](#)の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

**2** [法第十条第二項](#)の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法とする。

(輸入移動書類に係る届出)

**第四条** 輸入移動書類(当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#)(昭和四十五年法律第百三十七号)[第二条第一項](#)の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)の交付を受けた者等は、[法第十二条第一項第一号](#)に該当する場合には、様式第二による届出書により、第六条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

**第五条** 輸入移動書類の交付を受けた者等は、[法第十二条第一項第二号](#)又は[第三号](#)に該当する場合には、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(通知)

**第六条** 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、[法第十三条第一号](#)及び[第二号](#)に定める者に通知しなければならない。

**2** 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、[法第十三条第一号](#)及び[第二号](#)に定める者に通知しなければならない。

**3** 前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し(輸入移動書類の写しを含む。)を、五年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書)

**第七条** [法第十六条第三項](#)の証明書の様式は、様式第六のとおりとする。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この命令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年十一月六日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一四日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日環境省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日経済産業省・環境省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第六十四号）による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第一・第二・第三・第四・第五・第六 （略）

○**特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令**  
**（平成五年十月七日通商産業省令第六十一号）**

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第五条第三項、第四項及び第五項（同法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第二項及び第三項並びに第十条第四項の規定に基づき、並びに同法の実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令を次のように定める。

（輸出移動書類の交付）

**第一条** **特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律**（以下「法」という。）**第五条第一項**の輸出移動書類の交付を受けようとする者は、様式第一による申請書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請が輸出の承認の内容と一致することを確認したときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、輸出移動書類としてそのうち一通を申請者に交付しなければならない。

（輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請）

**第二条** **法第五条第三項**又は**法第九条第二項**の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。

2 **法第五条第三項**又は**第九条第二項**の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

（紛失した輸出移動書類等の回復の届出）

**第三条** **法第五条第四項**又は**第九条第三項**の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

（輸入移動書類の交付）

**第四条** **法第九条第一項**の輸入移動書類の交付を受けようとする者は、様式第五による申請書二通に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類及びその写し各一通を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請について**法第九条第一項**の確認をしたときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、そのうち一通に前項の移動書類を添付し、輸入移動書類として申請者に交付しなければならない。

（輸入移動書類の記載内容と異なる運搬の届出）

**第五条** **法第十条第四項**の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

## 附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

## 附 則 （平成一二年一月二九日通商産業省令第三六九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第一から様式第三まで及び様式第六の改正規定（「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

## 附 則 （平成二七年九月一日経済産業省令第六四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の前日に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又はこの省令による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第一・第二・第三・第四・第五・第六 （略）

## ○特定有害廃棄物等の輸出承認について

### 輸出注意事項 5 第 4 1 号(5.12.14)

### 最終改正：輸出注意事項 2 8 第 1 0 号(28.3.18)

輸出貿易管理令（昭和 2 4 年政令第 3 7 8 号）別表第 2 の 3 5 の 2 の項（1）に掲げる特定有害廃棄物等の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号)によるほか、平成 5 年 1 2 月 1 6 日から下記により行います。

## 記

### 1 適用地域

適用地域は、全地域（南緯 6 0 度の線以北の公海及び台湾を除く。ただし、他の外国の地域を経由して南緯 6 0 度の線以北の公海に輸出する場合にあっては、当該外国の地域を仕向地とみなし適用地域に含まれるものとする。）とする。

### 2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 2 の項（1）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 1 0 8 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等（以下「特定有害廃棄物等」という。))とする。

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号イに掲げる物に関し定める件（平成 1 0 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号。以下「告示」という。）有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成 5 年条約第 7 号。以下「条約」という。）附属書 II 並びに経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成 1 3 環境省令第 4 1 号。以下「OECD 省令」という。）を参照のこと。

### 3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨物の種類	提出先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室の所管に係るもの（農林畜 対象貨物のうち、上に掲げるもの以外	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室
	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(注) 輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先…産業技術環境局環境政策課環境指導室

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

経済協力開発機構の加盟国(以下「OECD 加盟国」という)向けであって、OECD 省令に掲げるものの輸出の場合と経済協力開発機構の非加盟国(以下「OECD 非加盟国」という)向け又はOECD 加盟国向けであってOECD省令に該当しないものの輸出の場合において提出書類が異なる。

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1通(申請理由書様式によるもの)
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通(ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。)
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細を記載した貨物のフロー図 1通
- ホ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という)第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む)の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む)に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 1通
- ヘ 適用品目に係る輸出移動書類(申請書) 2通
- ト 別紙様式(通告書)に示す書類 1通
- チ その他の必要と認められる書類

② OECD 加盟国向けの場合(OECD 省令に掲げる物に限る。)

申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類(当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。) 1通

③ OECD 非加盟国向け又はOECD 加盟国向けであつてOECD 省令に該当しないものの場合

- イ 申請の理由に関する次の書類 各1通
  - i 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設 処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しな

- いと理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
- ii 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸入国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書
- ロ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類(申請日の前年度のもの)各1通
  - i 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類
  - ii 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類
- ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の原本及びその写し 各1通
- ニ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の原本及びその写し 各1通
- ホ 特定有害廃棄物等の排出に関する次の書類 1通  
排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程
- ヘ 特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生じる残滓の処分を含む)に関する次の書類 各1通
  - i 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
  - ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書(最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類)
  - iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
  - iv 特別な取扱いの指示
- ト 輸入国における特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む)に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通
  - i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況
  - ii 大気汚染防止対策(排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状)水質汚濁防止対策(排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況)等の環境保全対策
  - iii その他の環境保全上の対策であつて、環境保全上適正な方法で処分されると処分者(処分に伴って生じたものの処分者を含む)が評価している根拠となる情報
- チ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類 各1通
  - i 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
  - ii 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分

#### 4 輸出の承認

- (1) 上記2に規定する貨物(OECD省令に掲げる物に限る)のOECD加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大

臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、OECD 省令第2号に掲げる物の輸出に関しては、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及び OECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること）
- ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

- (2) 上記2に規定する貨物の OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであつて OECD 省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記3に従つて行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

- ② 条約の非締約国への輸出でないこと。
- ③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。
- ④ 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ⑤ 輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸入国から確認を得ていること。
- ⑦ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあつては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する

経理的能力を有していること。

- ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

## 5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- 「1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 3 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと」